

○国立大学法人埼玉大学職務発明等規則

〔平成16年4月1日
規則第18号〕

改正	平成16. 10. 1	16規則170	平成17. 1. 1	16規則188
	平成17. 2. 3	16規則196	平成18. 6. 22	18規則112
	平成20. 4. 1	20規則25	平成20. 8. 7	20規則80
	平成20. 9. 25	20規則91	平成20. 12. 26	20規則117
	平成21. 2. 26	20規則128	平成21. 9. 24	21規則52
	平成22. 3. 29	22規則16	平成24. 9. 25	24規則34
	平成25. 9. 30	25規則15	平成26. 3. 28	25規則57
	平成27. 2. 19	26規則73	平成28. 3. 29	27規則80
	令和2. 3. 26	元規則42	令和4. 3. 17	3規則40
	令和4. 6. 26	4規則6	令和6. 2. 15	5規則47
	令和6. 3. 28	5規則74	令和7. 4. 24	7規則5

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 届出及び帰属の決定（第5条－第12条）
- 第3章 補償（第13条－第15条）
- 第4章 知的財産評価委員会（第16条－第18条）
- 第5章 学生との共同発明等（第19条）
- 第6章 雜則（第20条－第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いを定め、発明者の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現することにより、発明等の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図り、社会に貢献することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権の対象となるものについては、発明
 - イ 実用新案権の対象となるものについては、考案
 - ウ 意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては、創作
 - エ 品種登録にかかる権利の対象となるものについては、育成
 - オ ノウハウの対象となるものについては、案出
- (2) 「職務発明等」とは、教職員等が行った発明等のうち、その性質上本学の業務の範囲に属し、かつ、その発明等を行うに至った行為が当該教職員等の現在

又は過去の職務に属する発明等をいう。

(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国におけるこれらに相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物及び同号の3データベースの著作物に係る同法第21条から第28条に規定する著作権並びに外国におけるこれらに相当する権利

エ 上記アからウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿しが可能な財産的価値があるものであって、発明者が担当又は所属する部局（教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、基盤教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、多文化共修センター、研究推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリ、科学分析支援センター、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。）の長が特に指定する権利（以下「ノウハウ」という。）

(4) 「出願等」とは、特許出願又は登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。

(5) 「知的財産権の実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(6) 「発明者」とは、職務発明等を行った教職員等をいう。

(7) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本学の役員及び教職員（非常勤を含む。）

イ その他研究活動において行った発明等について契約がなされている者
(総括)

第3条 研究機構は、本学における、知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する業務を総括する。

(権利の帰属)

第4条 本学は、職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、研究機構長（以下「機構長」という。）が特別の事情がある又は本学に帰属させる必要がないと認めるとときは、発明者に帰属させ、又は承継した権利を発明者に返還することができるものとする。

2 教職員等が学外の個人、又は団体と共同して職務発明等を行ったときは、その教職員等の発明等に係る持分の承継は前項の規定によるものとする。

第2章 届出及び帰属の決定

(届出及び受理)

第5条 教職員等は、職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは、別紙様式1「発明等の届出書」により速やかに機構長に届け出るものとする。

2 機構長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知するものとする。

(発明等の審議)

第6条 機構長は、前条の届出があったときは、第16条に規定する知的財産評価委員会（以下「評価委員会」という。）に発明等に関する事項を諮問するものとする。

2 機構長は、評価委員会からの答申に基づき当該発明等に関する決定をしたときは、別紙様式2「発明等の決定通知書」により速やかに当該発明者に通知するものとする。

(知的財産権の取得以外での普及)

第7条 機構長は、本学に帰属することとなった発明等を知的財産権の取得以外の方法により成果の普及を図るときは、その理由及び取扱いについて、速やかに当該発明者に通知するものとする。

(知的財産権の取得及び管理)

第8条 機構長は、本学に帰属することとなった発明等については、速やかに出願等の手続を行い適正に管理するものとする。

2 機構長は、発明者に対し、発明等に係る公表を一定期間行わないことを求めることができる。

3 機構長は、第1項の出願等の手續が完了したときは、その旨を速やかに当該発明者に通知するものとする。

(異議の申立て)

第9条 教職員等は、第6条第2項による機構長の決定に異議があるときは、通知

を受けた日から 2 週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の申立があったときは、当該教職員等の意見を徵し、評価委員会に諮問したうえで、異議申立ての当否を決定するものとする。

3 学長は、前項の決定を当該教職員等及び評価委員会に通知するものとする。

(任意譲渡)

第 10 条 教職員等から知的財産権を本学に譲渡する申し出があったときは、機構長は、評価委員会に諮問し、その答申に基づき当該知的財産権の承継の可否を決定するものとする。

(譲渡書の提出)

第 11 条 教職員等からの届出による発明等について、第 6 条第 2 項の規定に基づき職務発明等に該当し、本学が知的財産権を承継すると決定したときは、発明者は別紙様式 3 「権利譲渡書」を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定に基づき本学が知的財産権を承継すると決定したときに準用する。

(制限行為)

第 12 条 教職員等は、機構長が当該発明者の発明等について職務発明等でないと決定し、又は職務発明等であるがその権利を本学が承継しないと決定した後でなければ出願等をし、又は発明等の権利を第三者に譲渡してはならない。

第 3 章 補償

(補償金の支払)

第 13 条 学長は、本学が職務発明等に基づく知的財産権若しくは第 10 条の規定に基づき承継した知的財産権の実施又は処分により収入を得たときは、当該発明者等（第 15 条に規定する退職者又は相続人を含む。）からの請求に応じて、評価委員会の審議を経て補償金を支払うものとする。

2 補償金の支払については、別に定める。

(共同発明者に対する補償)

第 14 条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が 2 人以上あるときは、別紙様式 3 「権利譲渡書」に記載されたそれぞれの持分割合に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第 15 条 第 13 条第 1 項の補償金を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第 4 章 知的財産評価委員会

(知的財産評価委員会の設置)

第16条 機構長は、職務発明等に関する事項を審議するため、知的財産評価委員会を設置する。

(評価委員会の職務)

第17条 評価委員会は、次の事項を審議する。

(1) 第5条第1項に規定する届出による発明等に係る次に掲げる事項

- ア 職務発明等の該当性の審査
- イ 当該職務発明等の帰属先の審査
- ウ 本学が承継する知的財産権の持分割合の審査
- エ 当該職務発明等の技術的評価
- オ 知的財産権を出願等しうる要件を具備しているかの審査

(2) 第10条に規定する申出による知的財産権に係る事項

(3) 本学が承継した知的財産権に係る次に掲げる事項

- ア 外国出願に関する審査
- イ 出願審査請求に関する審査
- ウ 本学が承継した知的財産権の管理及び処分に関する審査

(4) 第9条第2項に規定する異議申立てに関する事項

(5) 第13条第1項に規定する補償金の支払に関する事項

(6) その他知的財産に関して機構長が必要と認めた必要事項

2 前項第1号から第3号に規定する審査の基準は、機構長が別に定める。

(評価委員会の組織)

第18条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) オープンイノベーションセンター知的財産部門長
- (2) 研究機構長
- (3) オープンイノベーションセンター知的財産コーディネーター
- (4) オープンイノベーションセンターの教育・研究担当を命ぜられた教員
- (5) その他機構長が指名する者

2 評価委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

4 評価委員会に副委員長を置き、委員長が指名した者をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

6 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 第1項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

8 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 9 議事は、緊急やむを得ない場合には、持ち回りにより決することができる。
- 10 教職員等は、委員長の許可又は委員会の求めにより評価委員会に出席し、説明又は意見を申し述べることができる。
- 11 評価委員会の事務は、オープンイノベーションセンター知的財産部門において処理する。

第5章 学生との共同発明等

(共同発明等の出願等)

第19条 発明者が学生と職務発明等に係わる共同発明をなしたときは、本学及び学生は、共同して出願等を行うものとする。

- 2 本学及び学生は、前項に規定する出願等に要する費用及び権利保持に要する費用をそれぞれの知的財産権の持分割合に応じて負担する。
- 3 出願に関する一切の手続は本学が行い、学生は出願後の手続の補正等について本学の行う決定に従うものとする。また、学生は、本学から出願手続及び第三者からの異議申立て等に対する協力を要請されたときは、これに応じなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、学生から本学に知的財産権を譲渡する申し出があったときは、本学は学生から譲り受けることができる。

第6章 雜則

(秘密の保持)

第20条 発明者、評価委員会の委員及び関係者は、当該発明等の内容等の事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本学及び発明者が合意のうえ公表する場合又は本学若しくは発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

(退職後の取扱い)

第21条 教職員等が退職した場合においても、当該発明等が本学における職務発明等に該当する場合の取扱いについては、この規則を適用よるものとする。

(事務の委任)

第22条 機構長は、第18条第11項を除き、この規則に規定する事務の全部又は一部及びそれらに付随する業務を他の者に委任することができる。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、職務発明等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成16.10.1 16規則170)

この規則は、平成16年10月1日から実施する。

附 則 (平成17. 1. 1 16規則188)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17. 2. 3 16規則196)

この規則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則 (平成18. 6. 22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則25)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 8. 7 20規則80)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20. 9. 25 20規則91)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20. 12. 26 20規則117)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21. 2. 26 20規則128)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 9. 24 21規則52)

1 この規則は、平成21年9月24日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の第18条第1項第6号又は第7号の規定による委員は、改正後の第18条第1項第6号の規定による委員とみなし、その任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成22. 3. 29 22規則16)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25. 9. 30 25規則15)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26. 3. 28 25規則57)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 2. 19 26規則73)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に出願等した事実又は登録になった事実が発生した出願補償金又は登録補償金の支払いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28. 3. 29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3.26 元規則42）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3 規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 6.26 4 規則6）

この規則は、令和4年6月26日から施行し、令和4年5月25日から適用する。

附 則（令和6. 2.15 5 規則47）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 3.28 5 規則74）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7. 4.24 7 規則5）

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

別紙様式1（第5条関係）

※知的財産評価委員会 受付番号 _____

発明等の届出書

(西暦) 年 月 日

研究機構長 殿

(届出者) 部局・職名
 氏名
 連絡先(内線)
 (E-mail)

下記のとおり発明等を行いましたので、国立大学法人埼玉大学職務発明等規則第5条の規定に基づき届出します。

記

1 発明等の名称等（仮称で可）

名称	
分野 ※主なものを 1つ	<input type="checkbox"/> ライフサイエンス <input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> ナノテク・材料 <input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> ものづくり <input type="checkbox"/> 社会基盤 <input type="checkbox"/> フロンティア <input type="checkbox"/> その他 ()

2 発明等に使用した施設・設備及び研究費等（※いずれかにチェック及び記入）

使用した本学の主要施設・設備	
	<input type="checkbox"/> 日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）の適用を受ける 特許等出願 ※1
研究費	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 相手先： <input type="checkbox"/> 受託研究
	<input type="checkbox"/> 科研費 <input type="checkbox"/> 種目： 研究期間：
	<input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 名称等： <input type="checkbox"/> 奨学寄附金 <input type="checkbox"/> 運営費 <input type="checkbox"/> その他

(※1) 日本版バイ・ドール制度とは、政府資金を供与して行う委託研究開発（A-Step等 JST 関連、NEDO等）の契約に定める知的財産関連事項が遵守されることを前提に研究機関に帰属させる制度です。これに該当する場合は、別途手続きが必要になりますのでチェック願います。

3 特許出願の形式、出願人及び費用負担（※いずれかにチェック）

出願形式	出願人	権利持分(%) ※2	費用負担(%)
<input type="checkbox"/> 単独	国立大学法人埼玉大学		
<input type="checkbox"/> 共同	共 願 人		
	合計	100%	100%

4 発明者の氏名及び所属、各発明者の寄与率

学内	氏名 英字表記	部局 職名(教員/学生/研究員/技術職員等)	寄与率(%) ※3
代表 発明者			
共同 発明者			
学外	氏名	所属	寄与率(%)
発明者			
合計			100%

○寄与率(%)は発明者各人の発明完成に至るまでの貢献度です。

本発明の実施や譲渡により本学に収入があった場合、各発明者への補償金の算出に利用されます。通常は、各発明者の寄与率の合計=所属する出願人の権利持分となります。

(注意) 発明者の指示に従い、単に実験等に携わった学生等は共同発明者にはなれません。

本学の権利持分(※2)と寄与率の合計(※3)が相違する場合は、以下に理由を記載願います。

(理由)

5 外国出願の希望有無（※いずれかにチェック）

有

理由	出願希望国	費用負担
		<input type="checkbox"/> JST 支援 (20%研究経費負担) (外国出願支援制度公募申請採択が条件)
		<input type="checkbox"/> 全額共同出願人
		<input type="checkbox"/> 発明者の研究経費
		<input type="checkbox"/> その他 ()

無

別紙様式2（第6条関係）

部局・職名

氏名 殿

発明等の決定通知書

研究機構長

決定通知番号 知的財産評価委員会 号
通知年月日 (西暦) 年 月 日
(知的財産評価委員会 受付番号)

貴殿から届出がありました発明等に関して、下記のとおり決定しましたので、国立大学法人埼玉大学職務発明等規則第6条に基づき通知します。

記

1 発明等の名称（仮称）

2 権利の帰属先等

本学は、当該発明等に係る知的財産権を承継する。

帰属先	持分割合
埼玉大学	%
	%
	%
	%

当該発明等に係る知的財産権は、発明者の帰属とする。

以上

別紙様式3（第11条関係）

譲受人

埼玉大学長 殿

権利譲渡書

(発明・考案・意匠の創作、その他の知的財産の創作)

下記譲渡人は、埼玉大学が承継すると決定した下記の発明等に関して、日本及び諸外国で特許権・実用新案権・意匠権・その他の知的財産権の登録を受ける権利及びそれにより取得される一切の知的財産権を埼玉大学に譲渡したことと相違ありません。

(西暦) 年 月 日

現住所〒

部局・職名 氏名 印

現住所〒

部局・職名 氏名 印

現住所〒

部局・職名 氏名 印

現住所〒

部局・職名 氏名 印

1 発明等の名称（仮称）

2 発明等の決定通知

決定通知番号：知的財産評価委員会 号 通知年月日：（西暦） 年 月 日
(知的財産評価委員会 受付番号)

3 持分割合

発明者等氏名	持分割合
	%
	%
	%
	%